

評価書（個票）

| | | | | |
|----------------------------|---|---------------|------------------------------|--|
| 事務・事業名 | 就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習 | 担当課 (担当課長) | 労働基準局 安全衛生部安全課 (野澤 英児) | |
| 根拠法令等 | 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第99条の3第1項、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第82条乃至第95条 | 類 型 | 講習研修 | |
| | | 指定等の形態 | 指定 | |
| 事務・事業の概要 | <p>○事務・事業創設時の趣旨 都道府県労働局長は、労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、その再発を防止するために必要があると認めるときは、その者に対し、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができることとしたもの。</p> <p>○事務・事業の内容 その再発を防止するため、労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策、事業場の安全衛生に関する管理の方法、安全衛生関係法令、労働災害の事例及びその防止対策を習得させる。</p> | | | |
| 事務・事業の目的 | 労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、講習を行うことにより、労働災害の再発を防止する。 | | | |
| 関連する政策目標 | なし | | | |
| 関連する業績指標 | なし | | | |
| 指標の目標値等 | なし | | | |
| 法人の指定等の状況 | 別紙のとおり | | | |
| 指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 | 特になし | | | |
| 料金等・積算根拠 | 別紙のとおり。 | | | |
| 事務・事業の実績 | <p>○実績（平成26年度） 5名</p> <p>○事業収入（平成27年度） 事業収入について報告を求めることになっていないため把握していない。</p> | | | |
| 国からの補助金等 | ○補助金・委託費等（平成27年度）： なし | | | |

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p> | <p>労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（H21. 3. 30 厚生労働省令第 55 号）により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。（平成 21 年 3 月）</p> |
| <p>事務・事業の必要性等・有効性</p> | <p>労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、労働災害の再発防止上必要な講習を行う必要性・有効性に変わりはない。</p> |
| <p>事務・事業の執行体制の妥当性</p> | <p>○指定等を行う妥当性 当該講習については、講習実施機関による講習の内容・質・水準を齊一かつ適正に保持する必要があることから、指定制度により一定の水準を担保できる法人を指定している。また、国が直接講習を実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持すべきである。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性 民間企業であっても指定基準を満たせば、新たに都道府県労働局長の指定を受けることが可能となっており、参入障壁とはなっていない。また、労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、都道府県労働局長の指示に基づき、必要な講習を受講させるものであり、同種災害の再発防止上必要な内容を確実に実施する必要があるため、その実施機関については都道府県労働局長による指定が必要である。</p> <p>また、上記対象者に対しては、速やかに講習の受講を指示する必要があるため、登録制度とした場合、講習実施機関が確保できないおそれがあり、事業自体の実施が困難となる。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性 現在指定している法人は、指定基準を満たし、適正かつ確実に事業を実施している法人である。</p> |
| <p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p> | <p>労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対する再発防止のための講習は、引き続き必要である。</p> <p>今後も指定機関による事業については、法令に基づく報告等により適正かつ確実な実施を確保する。</p> |
| <p>備考</p> | |

就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習
 -労働安全衛生法第99条の3第1項)

合計 8 法人

- ・ その他 6 法人
- ・ 公益法人 2 法人

| 法人名 | 指定・登録等の時期 | 連絡先(TEL) | 料金 |
|------------------|------------|--------------|--|
| その他(6法人) | | | |
| 建設業労働災害防止協会岩手県支部 | 平成6年10月11日 | 019-623-4411 | 全科目8,500円 一部免除4,500円 (テキスト代含まず)指定後講習実績無し |
| 建設業労働災害防止協会岐阜県支部 | 平成6年1月26日 | 058-276-3743 | 車両系建設機械 受講料8,500円 |
| 建設業労働災害防止協会愛知県支部 | 平成5年9月1日 | 052-242-4441 | 受講料 ¥8,500 |
| 建設業労働災害防止協会山口県支部 | 平成5年11月 | 083-924-3743 | 未定 |
| 建設業労働災害防止協会愛媛支部 | 平成6年3月28日 | 089-943-5330 | 受講料12,500円 テキスト代:2,000円 |
| 建設業労働災害防止協会福岡県支部 | 平成6年5月2日 | 092-483-5101 | 実績ないため不明 |

公益法人(2法人)

| | | | |
|--------------------|------------|--------------|-----------|
| 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 | 平成5年9月 | 083-973-3321 | 未定 |
| (一社)徳島県労働基準協会連合会 | 平成5年11月11日 | 088-634-1266 | 受講料5,000円 |